平成28年	5月	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6月	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—
	7月	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—
	8月	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—
	9月	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—
	10月	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—
	11月	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—
	12月	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—
平成29年	1月	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—
	2月	4,710	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400

別表第三十二（第七条第一項関係）〔２年間の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成28年４月
前　納　額	377,310円

別表第三十三（第七条第一項関係）〔１年間の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成28年４月
前　納　額	191,030円

別表第三十四（第七条第一項関係）〔６月間の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成28年４月及び平成28年10月
前　納　額	96,450円

別表第三十五（第七条第二項関係）〔平成30年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成28年	
			4月	10月
平成28年	5月	昭和31年５月２日から昭和31年６月１日までに生まれた者	円 16,210	円 —
	6月	昭和31年６月２日から昭和31年７月１日までに生まれた者	32,360	—
	7月	昭和31年７月２日から昭和31年８月１日までに生まれた者	48,460	—
	8月	昭和31年８月２日から昭和31年９月１日までに生まれた者	64,510	—
	9月	昭和31年９月２日から昭和31年10月１日までに生まれた者	80,510	—
	10月	昭和31年10月２日から昭和31年11月１日までに生まれた者	96,450	—
	11月	昭和31年11月２日から昭和31年12月１日までに生まれた者	112,340	16,210
	12月	昭和31年12月２日から昭和32年１月１日までに生まれた者	128,180	32,360
平成29年	1月	昭和32年１月２日から昭和32年２月１日までに生まれた者	143,970	48,460
	2月	昭和32年２月２日から昭和32年３月１日までに生まれた者	159,710	64,510
	3月	昭和32年３月２日から昭和32年４月１日までに生まれた者	175,400	80,510
	4月	昭和32年４月２日から昭和32年５月１日までに生まれた者	191,030	96,450
	5月	昭和32年５月２日から昭和32年６月１日までに生まれた者	206,830	—
	6月	昭和32年６月２日から昭和32年７月１日までに生まれた者	222,590	—
	7月	昭和32年７月２日から昭和32年８月１日までに生まれた者	238,290	—
	8月	昭和32年８月２日から昭和32年９月１日までに生まれた者	253,940	—
	9月	昭和32年９月２日から昭和32年10月１日までに生まれた者	269,540	—
	10月	昭和32年10月２日から昭和32年11月１日までに生まれた者	285,080	—
	11月	昭和32年11月２日から昭和32年12月１日までに生まれた者	300,580	—
	12月	昭和32年12月２日から昭和33年１月１日までに生まれた者	316,030	—
平成30年	1月	昭和33年１月２日から昭和33年２月１日までに生まれた者	331,420	—
	2月	昭和33年２月２日から昭和33年３月１日までに生まれた者	346,770	—
	3月	昭和33年３月２日から昭和33年４月１日までに生まれた者	362,070	—

別表第三十六（第七条第二項関係）〔平成30年３月までの間に法附則第５条第６項第１号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法附則第５条第６項第１号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成28年	
			4月	10月
平成28	5月	昭和26年５月２日から昭和26年６月１日までに生まれた者	円 16,210	円 —
	6月	昭和26年６月２日から昭和26年７月１日までに生まれた者	32,360	—
	7月	昭和26年７月２日から昭和26年８月１日までに生まれた者	48,460	—
	8月	昭和26年８月２日から昭和26年９月１日までに生まれた者	64,510	—
	9月	昭和26年９月２日から昭和26年10月１日までに生まれた者	80,510	—